

## 令和4年度 第1回恵庭市環境審議会 会議録

1. 日時 令和5年1月30日(月) 13:30～15:15

2. 会場 恵庭市役所3階 第2、3委員会室

### 3. 会議次第

(1) 開 会

(2) 挨拶

(3) 議 事

①委員の交代について

②第13期環境審議会 会長選出

③審議事項

ア. 「恵庭市の環境」令和3年度版(案)について

イ. 「ゼロカーボン・ロードマップ」(案)について

ウ. 事業者向けアンケート(案)について

エ. 恵庭市公害防止条例に基づくボイラーの届出要件の変更(案)について

④報告事項

ア. 悪臭に関する苦情等の状況について

イ. 地球温暖化対策事業について(令和3年度実績、令和4年度経過)

(4) そ の 他

(5) 閉 会

### 4. 内容(会議録)

※この会議録は、ICレコーダーでの録音を要約筆記したものです。

(「(1) 開催」～「(2) 挨拶」までは略) 市長は挨拶後退席

事務局

続きまして、早速、議題①委員の交代について入らせていただきます。

今年度は、委員の改選の年度のため、令和4年6月より、第13期環境審議会として委員の皆様にご就任いただき、委嘱状については郵送させていただいたところです。本日は改選後初めての会議となりますので、委員の皆様におかれましては一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。

着席順に時計回りの順でお願いいたします。

(各自自己紹介)

ありがとうございました。続いて、事務局から自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

続きまして、議題②の第13期環境審議会 会長選出に移ります。

恵庭市環境基本条例第27条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によって選任することとなっておりますが、どなたかご意見はございますか。

A委員 会長は、長年この審議会委員のご経験があり、副会長も務められ、知識も豊富にお持ちになっている、B委員にぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいまA委員から、知識、経験共に豊富であり、長年にわたり本審議会の委員を務められたB委員を推薦したいとのご意見がありました。ご異議等なければ拍手で承認願います。

(拍手)

それでは、会長にB委員が選任されました。改めてよろしくお願いたします。続きまして、副会長の選任に移ります。

副会長につきましても、先程ご説明しましたとおり、委員の互選によって選任することとなっております。

どなたか、ご意見はございますか。

A委員 副会長は、さまざまな環境への取組を行っている事業者のC委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 ただいまA委員より、C委員を副会長に推薦したいとのご意見がありました。お話にありましたとおり、当該事業者様の環境への取組は多岐に渡り、積極的な環境対策と事業の両立をされております。

(拍手)

ありがとうございます。それでは会長におかれましては、会長席にご移動いただき、ひと言ご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶省略)

事務局 ここで若干の時間をいただきまして、新たに委員になられた方もおりますので、環境審議会についてご説明いたします。

(事務局より環境審議会について説明、事務局紹介及び会議資料の確認)

事務局 それでは、以降の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

会長 それでは、委員の皆様あらためまして、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本審議会は「恵庭市附属機関等の設置等に関する取扱要綱」第 8 条の規定により公開するということになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。議事の進め方についてですが、議案ごとに事務局から説明していただき、それについて質問・意見をいただきたいと思います。まず、(3) 審議事項のア.「恵庭市の環境」令和 3 年度版（案）について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 (3) 審議事項のア.「恵庭市の環境」令和 3 年度版（案）について」、質問・意見がありましたらお願いします。

D委員 何点かお聞きしたいのですが、まず 1 ページ、世帯数について。なぜ 12 月 31 日現在なのですか。通常だと 3 月 31 日現在ではないですか。何か理由があるのですか。  
事務局 今までの 1 年毎の経過、ということで 12 月 31 日を採用しました。市で出している人口動態統計はタイムリーにデータを反映できず、また資料作成の日程も考慮して 12 月 31 日現在となっています。過去の経緯も確認し、年度のほうが適切となればそちらへの変更を検討します。

D委員 10 ページ、評価対象について。ローテーションを組んで測定していると思うのですが、戸数が少ない地点がローテーションに含まれています。戸数が多い地点での測定は考えていないのですか。路線を入れ替えたり、増やしたりはしないのですか。それとも指定されているのですか。

事務局 場所は国から区間を指定されているため、恵庭市で場所の変更はできません。

D委員 人が少なくてもやらなくてはならないということですね。恵庭市独自で戸数が多い場所について自主的に測定はしないのですか。

事務局 自動車騒音常時監視は元々国がやっていた事業ですが、様々な事務と共に市町村に移管されたものの一つです。D委員からのご提案を行うとすれば、場所の選定や費用の関係もありますので、今後の検討課題とします。

D委員 住宅環境改善に必要な場所があるのではないかと考えたので、お願いします。

D委員 14 ページ、技術的なことですが、表 2-20：大腸菌群数が最確法で示されているのですが、AA だけが 20CFU/100ml 以下とあり、それ以外は単位が MPN となっています。何か理由があるのですか。この環境基準は何年度のものですか。

事務局 この基準は令和 3 年度末のもの。令和 4 年度 4 月 1 日から「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更したのは承知しております。20CFU/100ml の根拠について詳細資料が

今は手元にない状態です。

D委員 令和4年度から改正になっているのは知っています。AAだけ単位が違うのは違和感があり、間違いかどうか確認したかったのです。

D委員 21 ページ、河川調査の結果が資料5にありますが、結果に対しての評価がBODで出されています。それ以外に大きな変化があった項目について、原因が書かれていないのはなぜですか。ユカンボシ川の8月の大腸菌群数が異常に多いです。人為的なのか自然環境によるものなのか、考察し、環境改善に活かしてはどうですか。

事務局 たくさんの項目を調査しているのに評価項目が偏っているというご指摘に対し、今後どうするか検討していきます。

D委員 25 ページ、表2-30：水道水の水質基準項目の単位について。単位mgの後ろに元素名を入れるのは正式ではないのではないですか。恵庭市として大事な資料なので、実際の水質基準と表記が違うので、修正したほうが良いのではないですか。

事務局 国の表現を転載しているつもりでしたが、確認します。水道部にも確認します。

E委員 32 ページ、有害鳥獣の捕獲数としてアライグマだけ載せているのはなぜですか。農業被害でキツネや鹿も捕獲している、という現実を知ってほしいので掲載を希望します。

事務局 アライグマに特化している理由は、アライグマが特定外来生物であることと、生活環境被害の管轄が生活環境課であることによるものです。農業被害は農政課が管轄となっていますが、掲載を検討します。

F委員 14 ページ、悪臭苦情の件数について。平成30年度と令和元年以降でかなり違うのはなぜですか。

事務局 後ほど報告事項の中で説明します。

会長 他に意見がないようなので、次の議題に移ります。イ。「ゼロカーボン・ロードマップ（案）」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会長 イ。「ゼロカーボン・ロードマップ（案）」について、質問・意見がありましたらお願いします。

G委員 CO2 は当社もかなり排出しており心苦しく思っています。国から言われた目標値に向けて何をしたら良いか、頭が痛い問題です。この（案）にある「更なる推進0.25%」は、国の施策に上乘せする分という理解でよろしいですか。

事務局 国の資料を使いながら算出したところ、このままでは 2030 年の削減目標 46%に間に合わないので、独自の施策で 0.25%上乗せしようということになりました。

D委員 基準が 2013 年ということだが、算定の仕方として 2020 年はコロナの影響で削減された部分もあると思います。今後コロナの影響が無くなりエネルギー事情が回復すると CO2 排出量が増えると考えられるため、更なる削減が必要ではないですか。

事務局 D委員のご指摘はわかります。資料 2 の①は国からでている資料を基に算定しました。国の資料は 2 類から 5 類への変更が勘案されていません。今後は資料 2 の②2030 年に向けたロードマップを基に、R4 から 3 年毎、社会状況・事業の進捗状況を勘案しながら進めていくこととなります。

なお、補足ですが、国から出ている確報値をもとに削減率を算出していますが、削減率は後から公表されるため、現在実施している施策と現在公表されている排出量の数値は連動していません。まず、削減に向けた目標値は現段階の数値を基に策定します。そして今後 3 年間をかけて、現段階の数値をできるだけ目標値に近づけられるよう施策を実施します。その後、当該年度の確報値が国から公表された段階で、どれだけ削減されたかを検証し、3 年毎に計画を見直すというイメージです。

D委員 日本が世界に対し 2030 年までに CO2 排出 46%削減を宣言しました。北海道もゼロカーボン北海道を宣言し、恵庭市も 6 月に宣言しました。しかし、北海道では 82 市町村しかゼロカーボン宣言をしておらず、まだ追いついていないのが現状です。上手くいくのか、個人的に憂えています。様々な技術革新で、エネルギー変換、再生可能エネルギーや水素などを活用する社会になれば可能性はあると思いますが、道のりは厳しく、これに経済性もからんできません。他のところでは経済をとるのか環境をとるのか板挟みの状況なのではないでしょうか。このバランスがうまくとれないと達成できないのではないのでしょうか。ぜひ恵庭市では進めていただいて、尚且つ検証もしながら実施するのは、非常に良いことだと思います。

会長 他にありませんか。

F委員 削減は重要だと思っています。この数字は具体的に何が削減されてこの数字になっているのでしょうか。また、このロードマップでは毎年同じ様に削減していくということになっていますが、大きなものを減らすと次に減らすのは難しいです。削減率は前年並みにきっちり減っていくわけではないと思います。そう考えると、このロードマップは単なる数字合わせとしか読み取れないのですが、いかがでしょうか。

事務局 削減率は一定にならない、ということは承知しています。細かく書くと全体像を示すための資料であるロードマップが雑多で見づらいものになってしまうのです。ロードマップは、2030 年までの目標値を達成するためには、平均で、どれほどの削減を達成しなければならないのか、という概要を示すものです。何か大きな削減をし

て、やりつくした次の年の削減率が横ばい又はあまり削減されないのは想定内です。これも勘案して3年毎、また3年間の中でも見直しを行いながら、そこの数字を捉えていきます。更に、現段階はまだ「見える化」として数値がでていない状態です。現状を把握すると具体的な数値で中身を作っていくのではないかと考えています。私が知りたいのは、このくらいの問題があつて、それを削減したら、このくらいになった、ということをお教えしてもらえたら、もっと流行るかなと思っています。そういう資料を載せてもらえたら納得できます。

F 委員

会長

私からも質問です。資料2の①で、一番下段に、更なる推進分として各部門別の数値目標がでていますが、この数値の根拠はどこからでてきたのですか。この後、アンケートをとるようなので、恵庭市としての立ち位置がどの辺にあつて、この数値がでてきたのか教えてください。

事務局

現在の状況から按分しています。按分としたのは、本来であれば産業から何%、家庭から何%、と傾斜をつけるのですが、まだ排出量の具体的な数値がでていないので、具体的に細かく傾斜をつけて算出するのが難しい状況です。現状は3.65%の按分ですが、傾向が見えてきた時、計画の見直し・更新の中で反映させます。

会長

おそらく部門別で、頑張ればできるところと、頑張ってもなかなか上手くいかないところがでてくると思うので、その辺を加味して検討していただきたいです。また、動機づけとして子どもたちに対して色々行っていますが、何%削減するというのは分かりにくいです。現実味がほしいので、例えば、灯油に換算して何%削減したら良い、などと具体的なものを示したパンフレットを作成するなど、恵庭市民一人一人に対して「こうしたらいい」という道筋が見える資料を作ってほしいです。

会長

他の意見は無いようですので、続きまして議事の(3)ウ「事業者向けアンケート(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

会長

質問・意見がありましたらお願いします。

(委員からは特段の質問・意見なし)

会長

前項の審議事項の中で「見える化」を図る一環としてこのアンケート調査をやることでしたが、アンケートは説明の仕方によっては偏ることがあるので、十分配慮していただきたいです。

会長

次に(3)エ「恵庭市公害防止条例に基づくボイラーの届出要件の変更(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

会長 質問・意見がありましたらお願いします。  
無いようなので、次にうつります。

会長 議事(4)ア「悪臭に関する苦情等の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

事務局 「恵庭市の環境(案)」の中でF委員から質問がでていたため、補足説明をします。臭いの特性上、確定するのは非常に難しいのですが、要因は大きく2つに分けられます。一つは、食品残渣を利用して肥料を作っている事業者などによるものが考えられます。二つ目の要因は、農家で撒いた肥料が臭う、ということです。令和2年度の苦情件数317件は、農家の苦情が初めて出てきた年です。農家は市街化調整区域です。悪臭防止法は市街化区域を対象としています。農家が作物を育成するために肥料を撒かない訳にはいきません。令和2年度は、特定の農家で、肥料を撒いた後に土へのすき込み作業をすぐに行わなかったことが原因です。法令で規制はできませんが、R3、R4年度は、苦情があれば農家に伝え、農政課と連携しながら農地を訪問するなどし、すぐ土にすき込むようお願いしています。また、農家から作業状況を伺い、臭いが出るものを撒いた時には市のホームページでも状況を発信しています。

会長 私が気になったのは、H30年度までの数字と、それ以降の数字がものすごく違うので、今の説明にあったような事情であれば、その前の年もそうでもなかったのでしょうか、なんでこんなに変わったのかというのが疑問でした。農家からでてくる悪臭対策はどうしたらよいか、というのは色々あるから、そういった対応で良いと思います。この数字が桁違いだったので、どこからでてきたのか知りたかったのです。

事務局 詳細はわかりません。

会長 他に意見ございませんか。では次の報告事項、イ「地球温暖化対策事業について(令和3年度実績、令和4年度経過)」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

会長 今回の報告に対して、質問等ございませんか。  
ないようなので、次にうつります。

議事については全て終了しました。最後に次第の4. その他 といたしまして、全体

を通して委員の皆様方からご意見ございませんか。

D委員 「恵庭市の環境」の公開について、ホームページでも見られると書いてあったが、これは一般の人がアクセスしてすぐ見つけられますか。私もやってみたけれど、すぐに見つけられなかったので、改善してもらえませんか。

事務局 ご意見として、より市民の方がアクセスしやすいように、変更を検討します。

会長 他にご意見ございませんか。

では私から。昨年11月にCOP27が開催され、西村環境大臣が日本の取組として発表していた中に「脱炭素に繋がる新しい国民運動が開始した」と報告しています。恵庭市でも国の動向を調べていると思いますが、具体的に利用できそうなものはありますか。

事務局 恵庭市でも把握している。国もホームページを更新するなどして公表しています。内容としてはクールチョイスと似ているのですが、どういう行動をしたら脱炭素に資するかが書いてあります。恵庭市でも国のホームページを参考にして、二酸化炭素削減につながる具体的な行動（例えば、誰も見ていないテレビを消したらどのくらい二酸化炭素削減になるのか、など）を示した「アクションプラン」を作成中です。

D委員 国の動きとして、地域脱炭素ロードマップに基づいた、脱炭素先行地域100か所の選定があり、選ばれると補助金が2/3程度であるような制度なのですが、この取り組みに恵庭市は応募しなかったのですか。北海道では札幌、石狩、奥尻、上士幌、鹿追が先行地域になっているようです。インセンティブがあるので、恵庭市でも応募してはどうかと思ったのですが。

事務局 脱炭素先行地域の応募要件ですが、国が全額負担してくれるものではなく、1/2程度は市町村の負担があり、且つ、46%削減の目標を達成できなかった場合にはお金を返してください、という制度でした。恵庭市としては「ゼロカーボン・ロードマップ」に基づき、国・民間・先行地域などから情報を集めつつ、どのようなことができるのか考えていきたいと考えています。

会長 他に意見は無いようですので、本日の審議は終了させていただきます。委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。議事進行を事務局にお返しいたします。

事務局 会長、議事進行ありがとうございました。本日の議事は、すべて終了となります。会長並びに委員の皆様、長時間にわたり、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和4年度第1回恵庭市環境審議会を終了させていただきます。

以上